

別添

酒類の表示の基準における重要基準を定める件の  
一部改正について

平成 27 年 10 月 15 日

国税審議会酒類分科会

## 酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 27 年 6 月 1 日付課酒 5 - 20 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正」について審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 27 年 10 月 15 日

### 国 税 審 議 会 酒 類 分 科 会

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 分 科 会 長 | 三村優美子（青山学院大学経営学部教授）                |
| 分科会長代理  | 佐藤和夫（元東京農業大学応用生物科学部教授）             |
| 委 員     | 河村小百合（株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員）       |
| 〃       | 篠原成行（日本酒造組合中央会会長）                  |
| 〃       | 須磨佳津江（キャスター・ジャーナリスト）               |
| 〃       | 手島麻記子（株式会社彩食絢美代表取締役）               |
| 〃       | 橋本佳与（株式会社読売東京本社論説委員兼編集委員）          |
| 〃       | 広重美希（一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長）        |
| 〃       | 吉村典久（慶応義塾大学法学部教授）                  |
| 〃       | 渡辺哲（東海大学医学部客員教授）                   |
| 臨 時 委 員 | 奥田徹（山梨大学大学院総合研究部附属ワイン科学研究センター長・教授） |
| 〃       | 鹿取みゆき（フード＆ワインジャーナリスト）              |
| 〃       | 後藤奈美（独立行政法人酒類総合研究所理事）              |
| 〃       | 高橋梯二（国際ワイン法学会理事）                   |
| 〃       | 松本信彦（一般社団法人葡萄酒技術研究会副会長）            |

## 酒類の表示の基準における重要基準を定める件（平成十五年国税庁告示第十五号）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
<p>酒類の表示の基準における重要基準</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の七及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和二十八年大蔵省令第十一号)第二十条第一項の規定に基づき、同法第八十六条の六第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一 清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁告示第八号)第一項(本表の適用に関する通則を除く。)、第二項、第三項及び第六項</p> <p><u>二 果実酒等の製法品質表示基準(平成●年国税庁告示第●号)第二項、第三項及び第五項から第七項まで</u></p> <p><u>三 酒類における有機の表示基準(平成十二年国税庁告示第七号)第一項、第二項(第四号ロを除く。)、第三項及び第五項(第一号ハ及び第二号ハを除く。)</u></p> <p><u>四 酒類の地理的表示に関する表示基準(平成●年国税庁告示第●号)第九項</u></p> <p><u>五 未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第九号)第一項、第四項、第六項(表示に使用する文字に係る部分を除く。)</u>及び第七項</p>	<p>酒類の表示の基準における重要基準</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の七及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和二十八年大蔵省令第十一号)第二十条第一項の規定に基づき、同法第八十六条の六第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一 清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁告示第八号)第一項(本表の適用に関する通則を除く。)、第二項、第三項及び第六項 (新規)</p> <p><u>四 酒類における有機等の表示基準(平成十二年国税庁告示第七号)第一項、第二項(第四号ロを除く。)、第三項、第五項(第一号ハ及び第二号ハを除く。)</u>及び第六項</p> <p><u>三 地理的表示に関する表示基準(平成六年国税庁告示第四号)第二項</u></p> <p><u>二 未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第九号)第一項、第四項、第六項(表示に使用する文字に係る部分を除く。)</u>及び第七項</p>